仕様書

1　調達物品

調達物品の構成

(1)　内視鏡システム

（内訳）

(1.1)	プロセッサー	２台
(1.2)	モニター	２台
(1.3)	サブモニター	２台
(1.4)	内視鏡用カート	２台
(1.5)	内視鏡用送水送液システム	２台
(1.6)	内視鏡用炭酸ガス送気装置	２台
(1.7)	ソフトウェア	２台

(2)　電子内視鏡

（内訳）

(2.1)	上部消化管汎用スコープ	10台
(2.2)	大腸ビデオスコープ	４台

2　基本的要求条件

2.1　リース方式

リース方式は、メンテナンス付きリースとし、月額定額払い方式又は症例単価払い方式とする。

2.2　賃貸借期間

2.2.1　令和８年３月１日～令和13年２月28日（60か月）

なお、賃貸借期間中に実施する予定症例数は、41,400症例（690症例／月）とする。

2.2.2　賃貸借期間終了後、協議の上、月額定額払い方式の場合は再リース又は買取り、症例単価払い方式の場合は再リースすることがある。

2.3　設置場所及び納期

2.3.1　設置場所　神奈川県横浜市旭区中尾二丁目3番2号

神奈川県立がんセンター（以下「当センター」という。）内視鏡室

2.3.2　納期　令和８年２月28日まで

2.4　調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件（以下「技術的要求要件」という。）は、下記３に示すとおりである。

2.5　搬入・据付・撤去条件

2.5.1　物品の搬入は協議の上、当センターが指定した日時及び方法により行うこと。

2.5.2　搬入に当たっては当センターと協議の上、患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。

2.5.3　既存機器の撤去については、当センターと事前協議の上で行うこと。また、撤去等に掛かる費用についても含むものとする。なお、機器内に記憶媒体が設置されている場合は、データを消去するものとし、消去したことを証する書類を交付すること。

2.5.4　今回の調達物品の撤去についても、2.6.3と同様とする。

2.6　物品の調整、稼働準備

2.6.1　本物品が有効に稼働するために必要な調整について、受注者の負担により責任を持って行うこと。

2.6.2　本物品導入の際には、最新の状態で納品すること。

2.6.3　入札機器のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく製造販売承認が必要な医療機器やソフト等に関しては、入札時点でその承認を得ている物品であること。

2.6.4　本物品を使用する者に対し、導入時に安全使用講習を行い、安全運用及び保守に必要な知識の説明及び指導を図ること。

2.6.5　操作マニュアルは日本語版を提供すること。

2.6.6　当センターにおける使用手順書を作成すること。

2.6.7　入札物品は、納入後においても安全稼働が確保されていること。

2.7　保守点検体制

保守点検体制については、別紙「保守点検体制について」のとおり。

3　技術的要求要件の概要

本件調達物品に関わる技術的要求要件は以下のとおりとする。

3.1　内視鏡システムについて以下の要件を満たすこと。

3.1.1　プロセッサーについて以下の要件を満たすこと。

3.1.1.1　光デジタル法による観察が可能であること。

3.1.1.2　デジタル出力が可能であること。

3.1.1.3　静止画記録機能が搭載されていること。

3.1.1.4　LEDランプを搭載していること。

3.1.1.5　光量調節が可能であること。

3.1.2　モニターについて以下の要件を満たすこと。

3.1.2.1　画面サイズは26型以上であること。

3.1.2.2　解像度3840×2160ピクセルの表示ができること。

3.1.2.3　12G-SDI端子を入出力それぞれ１系統以上設けていること。

3.1.3　サブモニターについて以下の要件を満たすこと。

3.1.3.1　画面サイズは26型以上であること。

3.1.3.2　解像度3840×2160ピクセルの表示ができること。

3.1.3.3　12G-SDI端子を入出力それぞれ１系統以上設けていること。

3.1.4　内視鏡用カートについて以下の要件を満たすこと。

3.1.4.1　ビデオシステムセンター、周辺機器の設置、移動が可能であること。

3.1.4.2　コンセントを３口以上有すること。

3.1.4.3　キーボードトレイを有すること。

3.1.5　内視鏡用送水送液システムについて以下の要件を満たすこと。

3.1.5.1　鉗子チャンネル・副送水チャンネルのどちらにも接続可能であること。

3.1.5.2　流量の調整が可能であること。

3.1.6　炭酸ガス送気装置について以下の要件を満たすこと。

3.1.6.1　炭酸ガス送気を最適な流量で安定供給できること。

3.1.6.2　ワンタッチボタン操作で、炭酸ガスの送気、停止を制御できること。

3.1.6.3　炭酸ガス送気流量の設定が可能であること。

3.1.7　ソフトウェアについて以下の要件を満たすこと。

3.1.7.1　機能拡張ユニットにソフトウェアをインストールすることで内視鏡画像診断支援機能の各々のモードが使用可能であること。

3.1.7.2　基盤ソフトウェアについて以下の要件を満たすこと。

3.1.7.2.1　静止画・動画記録機能を有していること。

3.1.7.2.2　ネットワーク転送を有していること。

3.1.7.3　検出用上部内視鏡画像診断支援プログラムについて、胃腫瘍性病変疑い領域検出支援機能を有していること。

3.1.7.4　検出・鑑別用下部内視鏡画像診断支援プログラムについて以下の要件を満たすこと。

3.1.7.4.1　病変検出支援機能を有していること。

3.1.7.4.2　疾患鑑別支援機能を有していること。

3.2　電子内視鏡について以下の要件を満たすこと。

3.2.1　上部消化管汎用ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。

3.2.1.1　以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを１本用意すること。

3.2.1.1.1　先端部径が5.8mm以下であること。

3.2.1.1.2　2.2mm以上のチャンネル径を有していること。

3.2.1.1.3　視野角140°以上を有していること。

3.2.1.2　以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを３本用意すること。

3.2.1.2.1　拡大観察機能が搭載されていること。

3.2.1.2.2　先端部径が9.9mm以下であること。

3.2.1.2.3　2.8mm以上のチャンネル径を有していること。

3.2.1.2.4　副送水管路を有しウォータージェット機能が使用できること。

3.2.1.3　以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを３本用意すること。

3.2.1.3.1　先端部径が8.9mm以下であること。

3.2.1.3.2　2.8mm以上のチャンネル径を有していること。

3.2.1.4　以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを３本用意すること。

3.2.1.4.1　先端部径が9.8mm以下であること。

3.2.1.4.2　3.2mm以上のチャンネル径を有していること。

3.2.1.4.3　副送水管路を有しウォータージェット機能が使用できること。

3.2.2　大腸ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。

3.2.2.1　以下の要件を満たす大腸ビデオスコープを４本用意すること。

3.2.2.1.1　拡大観察機能が搭載されていること。

3.2.2.1.2　先端部外形が11.7mm以下であること。

3.2.2.1.3　3.2mm以上のチャンネル径を有していること。

3.2.2.1.4　副送水管路を有しウォータージェット機能が使用できること。